

野田市告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託する。

令和5年4月20日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務受託者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

野田市立せきやど図書館業務責任者 石島 亜美

2 収入金の種類

野田市立せきやど図書館で販売する野田市刊行物等売払金

野田市立せきやど図書館複写機使用料

図書弁償金

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで